

HPS4290, HPS4291, HPS4292 【営利機関】

- (1) 京都大学 iPS 細胞提供同意書(以下、「本提供同意書」という。)の別紙1において、利用者は営利機関に限り、研究責任者は当該営利機関に所属している者に限る。
- (2) 「本マテリアル」とは、以下の①及び②をいう。
- ①本提供同意書に記載されたリソース、及び、利用者において当該リソースから複製、増殖又は改変(遺伝子導入、遺伝子破壊又はその他の遺伝子改変を含むがこれには限定されない。)等の工程を経て得た iPS 細胞
 - ②利用者において上記①から抽出、単離又は取得された、DNA 若しくは RNA 又はそれらより発現した蛋白質等、上記①の細胞培養上清、その他上記①に改変が加えられることなく派生的に產生された産生物及びこれらの複製若しくは増殖物
- なお、利用者において本マテリアルを元にした分化誘導工程を経て得たマテリアルについては本提供同意書においては本マテリアルの範疇に含まれず、分化能を喪失するまで終局的に分化されたか否かによらず、本提供同意書においては「本分化細胞」と定義するものとする。
- (3) 利用者は、本マテリアルの所有権が寄託者に属することを確認する。
- (4) 利用者は、本マテリアルの利用にあたり、iPS アカデミアジャパン株式会社から本マテリアルに関する特許実施許諾を受けるものとする。
- (5) 利用者は、本マテリアルの利用にあたり、次の事項を行なってはならない。ただし、本提供同意書締結後に第15項に定める法令等が異なる利用条件を定めた場合にはこの限りではなく、利用者は、当該法令等によって緩和を受ける利用条件の範囲内で、本マテリアルを利用するものとする。
- ①ヒトに対する如何なる目的での利用
 - ②ヒト iPS 細胞を利用して作製した胚の人又は動物の胎内への移植その他の方法によりヒト iPS 細胞から個体を作製すること
 - ③ヒト胚へヒト iPS 細胞を導入すること
 - ④ヒト胎児へヒト iPS 細胞を導入すること
 - ⑤ヒト iPS 細胞から作成された生殖細胞を用いてヒト胚を作製すること
- (6) 利用者は、本マテリアルを本提供同意書に記載された研究課題(本マテリアルを研究用の試料として利用する研究であり、当該研究行為には、本マテリアル及び本分化細胞を販売する行為並びに本マテリアル及び本分化細胞を利用した試薬及び装置等の品質管理等の行為は含まれない。以下、「本研究課題」という。)以外に利用してはならない。
- (7) 利用者は、本マテリアルを、研究責任者及び研究責任者の直属の指導下にある者(本研究課題を共同で実施している非営利機関に所属する共同研究者も含む。)にのみ、研究責任者の研究室及び当該共同研究者の所属する研究室において利用させることができるものとし、その他の第三者に分配・譲渡してはならず、利用させてはならない。ただし、本マテリアルのうち、利用者において改変した iPS 細胞は、寄託者の事前の書面による許可を得て、その他の第三者に分配・譲渡し、当該第三者に利用させることができる。なお、利用者は、本研究課題を共同で実施している非営利機関に所属する共同研究者に対して本マテリアルを提供する場合、当該共同研究者に対して本提供同意書と同等の義務を課すものとする。
- (8) 利用者は、寄託者の事前の書面による許可なく、本分化細胞を営利機関に分配・譲渡してはならず、当該営利機関に利用させてはならない。
- (9) 前2項の規定にかかわらず、利用者が委受託の可能性の検討を専らの目的として営利機関に対し試験的に本マテリアル及び本分化細胞を提供する場合は、利用者が当該営利機関に対して本提供同意書と同等の義務を課すことを条件に当該提供段階での寄託者の事前の書面による許可は不要とし、当該提供後に当該第三者に対して委託することが確定した段階で、直ちに寄託者の書面による許可を得るものとする。
- (10) 利用者は、本マテリアルを利用して得た研究成果を文書又は電子データにより開示、発表、公表若しくは公開する場合、寄託者の指定する文献を引用するとともに、その写しを寄託者に送付する。

連絡先

国立大学法人京都大学 iPS 細胞研究所 医療応用推進室

E-mail: cira-keiyaku@cira.kyoto-u.ac.jp

FAX: 075-366-7180

ホームページ: <http://www.cira.kyoto-u.ac.jp/j/index.html>

- (11) 利用者は、本マテリアルの提供に伴い、寄託者が利用者に対して、①寄託者が保有する如何なる特許、特許出願その他の知的財産権及び本マテリアルに係る所有権についても明示的又は默示的に移転、付与若しくは実施許諾等するものでないに

と及び②本提供同意書に定めのある場合を除いて本マテリアルに係る如何なる商業目的での利用行為についても明示的又は默示的に利用許諾するものではないことを確認する。

- (12) 本提供同意書に基づき、利用者が本マテリアルの利用のもとに得た知的財産権につき、利用者は寄託者による当該知的財産権の学術研究目的での使用を許諾し、寄託者に対して当該知的財産権行使しないものとする。
- (13) 寄託者は利用者に対し、本マテリアルの非毒性、安全性、利用の適性、知的財産権の非侵害、その他本マテリアルの提供、輸送、保管、利用、若しくは廃棄に係る一切の事項について、何ら保証を行なわない。万が一、その提供又は利用を通じて利用者に何らかの損害が発生した場合であっても、寄託者はその責任を負担せず、利用者自らが解決するものとする。
- (14) 利用者は、本提供同意書の履行、若しくは、本マテリアル及び本マテリアルに関する情報の提供、輸送、保管、利用、又は廃棄等のあらゆる利用者の行為に起因又は関連して第三者より何らかの請求がなされたときは、当該請求及び当該請求より生じる負担(訴訟における代理人費用の負担を含むが、これに限定されない。)から、寄託者並びに寄託者の教職員及び学生を防御、補償及び免責するものとする。
- (15) 利用者は、本マテリアルを、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」、「ヒト iPS 細胞又はヒト組織幹細胞からの生殖細胞の作成を行う研究に関する指針」、「ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律」等、その制定時期にかかるわらず iPS 細胞及びヒト試料・情報に関する国・学会の法令、規程、ガイドライン等(個人情報保護に関する法律・ガイドラインを含めて「法令等」という。)を遵守した上で、適切な研究環境・実験条件で利用するものとする。なお、本マテリアルが生殖細胞作製研究、動物性集合胚の作成等に利用できるか否かの判断は、利用者自らの責任において行うものとし、利用者は、利用者による当該研究の実施について寄託者が保証責任その他一切の責任を負わないことを確認する。また、利用者は、本マテリアルが、外来性の遺伝子を導入する工程を経て作製されたものであることを認識し、それゆえに本マテリアルの利用(生物個体への移植、接種等が含まれるがこれには限定されない)が(ア)法令に定めるところの「遺伝子組換え実験」に該当する場合又は(イ)利用者機関内の定めるところによって要する場合は、その利用にあたっては所定の手続きを経て承認等を得るべきあることを確認する。
- (16) 利用者は、理研BRCが、その提供の事実(提供先機関名、研究責任者名、利用課題名及び提供日)を、寄託者に報告することに同意する。

以上